

◎新潟県告示第656号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、新潟港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり指定する。

令和8年7月31日

新潟港港湾管理者 新 潟 県

代表者 新潟県知事 花 角 英 世

種 類	名 称	位 置	数量及び能力
保管施設	西埠頭6号野積場	新潟市北区横土居地内	面積 A=74,870.00㎡ 構造 アスファルト舗装